

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

湯前町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

湯前町長

公表日

令和1年6月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種事業 予防接種法に基づき、感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図るため対象者を把握し、定期接種、臨時接種、を実施する。</p> <p>2. 母子保健事業 母子保健法に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導、訪問指導を行う。また、出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重時の届出、未熟児の訪問指導を実施する。</p> <p>3. 健康増進事業 健康増進法に基づく健康診査等の事業を実施する。生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談や健康教育、家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①予防接種の実施 ②給付の支給手続 ③実費の徴収手続 ④予防接種に関する記録の作成と保存手続 ⑤母子保健に係る保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊娠の届出の受理、母子健康手帳の交付、母子健康手帳交付台帳の整備、妊産婦訪問指導 ⑥低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導、養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給申請の受理、養育医療給付、支給決定及び通知 ⑦健康増進法に基づく健康増進事業として実施される健康診査等を受けようとする住民が事業の対象者であるか否か確認、及び事業実施に関わる事務、健(検)診受診歴や結果等の管理</p>
③システムの名称	健康管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
健診申込情報ファイル、健診受診結果情報ファイル、予防接種情報ファイル、母子手帳情報ファイル、母子健康情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 10項、49項、76項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、40条、54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会事務> 1. 番号法 第19条第7号 別表第二 17項、18項、19項、70項 2. 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条、39条 <情報提供事務> 1. 番号法 第19条第7号 別表第二 26項、56項の2、87項 2. 番号法 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、30条、44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	湯前町役場 保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	湯前町役場 総務課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	湯前町役場 保健福祉課 熊本県球磨郡湯前町1989-1 0966-43-4111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

